

第1章 総論

計画の位置づけと計画期間

区政改革計画（素案）

区民参加と協働を根幹に据えて、サービス向上と持続可能性の両立を目指す計画（平成28～31年度）

公共施設等総合管理計画（素案）

区立施設の総合的なマネジメント方針（今後30年程度）

学校施設管理基本計画（素案）

区立施設の半数以上を占める学校施設についての、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画（今後30年程度）

平成29年度策定予定

- 「（仮称）練馬区学校施設管理実施計画」
- 「（仮称）適正配置基本方針」

第2章 学校施設の現状と課題

現状

児童生徒数の減少

- ・昭和50年代と比べると、児童生徒数は約6割に減少。
- ・年少人口は、今後さらに減少。

学校施設の老朽化

- ・区立施設の延床面積の5割超が学校施設。
- ・築50年以上経過した学校施設が約4割。

学校施設の改築・改修にかかる経費

- ・1校あたりの改築費用は校舎のみで約25億円、全部改築で36.7億円。
- ・今後、改築・改修に年間128億円必要となると試算。過去10年間の実績約33億円を大きく上回る。

課題

児童生徒数が減少するなか、学校施設は老朽化しており、経費の負担を軽減しつつ、学校施設を適切に管理することが必要

学校施設の総合的なマネジメントが必要

第3章 学校施設の管理に関する方針

学校施設管理基本計画

学校施設管理【第3章】

教育環境の充実を図るため、3つの項目を総合的に検討

適正配置【第4章】

改築・改修【第5章】

新しい教育需要への対応

学校施設の標準化

複合化【第6章】

平成28年度

平成29年度

適正配置基本方針

整合

学校施設管理実施計画

適正配置を検討した上で、改築校を選定

第4章 区立小中学校の適正配置の考え方

適正配置の必要性

【過小規模校】

- ・集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向

【過大規模校】

- ・教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、校外授業の見学場所が制限
→児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長できるよう、学校の適正配置を進める必要

適正配置のあり方

- ・適正規模の学級数の基準は、「12～18学級」
※国の基準では、学級数の標準規模を、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」（学校教育法施行規則第41条）

適正配置の進め方

【過小規模校】

- ・統合・再編を基本に検討
- ・概ね2年間の準備期間を設けたうえで実施
- ・新たな通学距離は、小学校1,000m、中学校1,500mを目安

【過大規模校】

- ・通学区域の変更を基本に検討
- ・概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施

第5章 改築・改修の考え方

学校施設の目標使用年数

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の目標使用年数を原則80年、改修周期を20年

多様な教育活動に配慮した学校施設

- ・学習意欲・学習動機が生まれるように整備し、小中一貫教育や習熟度別学習、ICT学習への対応など、学習環境を充実

改築の基本的な考え方

- ・財政負担を平準化するため、適切な点検と必要な改修を行いつつ、概ね年間2校ずつ計画的な改築を実施

改築の順序

- ・適正配置を検討した上で、小中一貫教育校の設置計画、建築年数、施設の老朽化の程度等を、総合的に考慮して改築の順序を検討

学校施設の標準化

- ・どの学校も、同水準の教育環境を確保した上で、今後の学校施設に求められる機能を充実
- ・1校あたりの改築費用を抑制するために、シンプルでコンパクトな学校施設をめざし、学校施設の標準化を推進

改修の考え方

- ・20年ごとを目途に、外壁、屋上防水および電気・機械設備等の改修工事を実施

学校施設に求められる機能

- ・災害時の避難拠点、エネルギー対策、緑化など学校施設に求められる機能を整備

第6章 複合化の考え方

基本的な考え方

- ・防災備蓄倉庫、「ねりっこクラブ」、周辺区立施設などとの複合化を推進